

## 変動型最低制限価格制度の実施について

### 1 趣旨

本市の入札制度について、透明性・公平性・競争性をより高めることを目的に、試行を含めさまざまな取り組みを実施しているところです。中でも最低制限価格については、工事の品質確保と競争性の両面から、従来より導入しているところですが、その算出基準を見直します。

### 2 算定基準

以下の と のいずれか低い値を最低制限価格とします。

(改正)

奈良市の基準で算出した価格

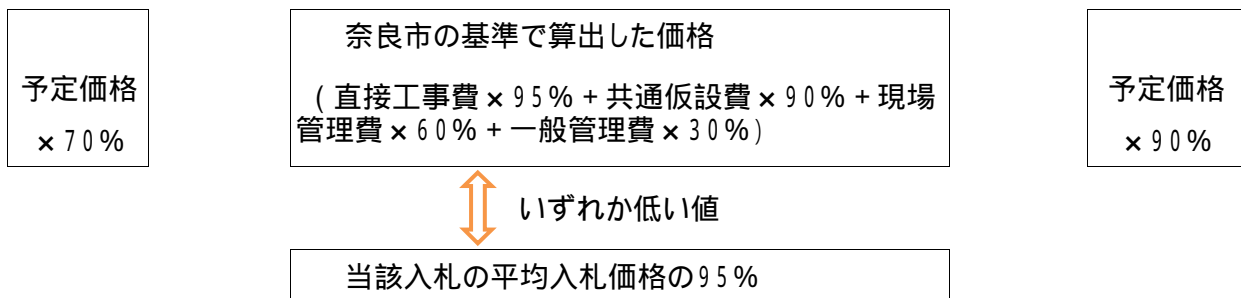
( 直接工事費 × 95% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 60% + 一般管理費 × 30% )

ただし、その下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とする。

当該入札の平均入札価格の95%

ただし、平均入札価格は予定価格以下の入札価格の平均値に標準偏差を加除して得た各金額の範囲内の価格とする。

(参考図)



の算出価格については、従来どおり事前公表とする。

### 3 対象工事

設計金額が5千万円以上の建設工事

設計金額が5千万円未満の建設工事については現行どおりとする。

### 4 実施時期

平成23年9月公告分から

(現行)

(A) 直接工事費 × 95%  
(B) 共通仮設費 × 90%  
(C) 現場管理費 × 60%  
(D) 一般管理費 × 30%

最低制限基準価格 = (A) + (B) + (C) + (D)

下限は予定価格の70%、上限は予定価格の90%とする。

最低制限基準価格に97.0%から99.9%の範囲内で開札前に抽選し、決定された数字を乗じた額を最低制限価格とする。